規制の事前評価書 (要旨)

令 和 5 年 3 月 国家公安委員会·警察庁

規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称:デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形

成基本法等の一部を改正する法律案(古物営業法の一部改正に係る部分)

規制の名称:許可証に係る書面掲示規制

規制の区分:新設、
<a href="h

評 価 実 施 時 期:令和5年1月~3月

1 規制の目的、内容及び必要性

現行の古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)においては、古物商又は古物市場主に対して、それぞれ営業所若しくは仮設店舗又は古物市場における標識の掲示を義務付けるとともに、インターネット上で古物の取引を行おうとする古物商(以下「特定古物商」という。)は、許可証の番号等をインターネット上において公衆の閲覧に供することとされているところ、特定古物商以外の古物商又は古物市場主について、国民等は必要な情報を確認するためには営業所若しくは仮設店舗又は古物市場に赴く必要がある。

この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、全ての古物商又は古物市場主がインターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。

なお、本改正により導入される規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直 しの基準を踏まえたものである。

2 直接的な費用の把握

[遵守費用]

今般、特定古物商以外の古物商又は古物市場主に対するインターネット上での公表義務を加えることにより、当該事業者は、許可証の番号等をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。

許可証の番号等をインターネットで公表するために発生する追加の費用(遵守費用)は、 すべての事業者に義務づけた場合、約1,540,000,000円^{※1}と想定される。

なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者も存在すると想定されるところ、そうした小規模事業者に対しては、インターネット公表義務を適用させないことを検討している。

- ※1 1者あたりの単価(作業者1人×2時間×時給1,925円^{※2}) ×事業者総数(400,000 者^{※3})
- ※2 「令和3年賃金構造基本統計調査の概況」(令和4年3月25日厚生労働省公表)中、 古物業が属する「卸売業、小売業」の平均賃金(308,000円)及び1か月の労働時間(週 40時間×4週)から算出
- ※3 令和4年末時点の数値

[行政費用]

警察庁・都道府県警察が古物商又は古物市場主に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、業界団体を通じて行うことや警察庁・都道府県警察のHPへの掲載等により、十分周知が可能なため、特段の行政費用は発生しない。

3 直接的な効果(便益)の把握

今日、情報通信技術の進展とインターネットの普及により、インターネットを用いて取り扱う古物等に関する広告を行う古物商や、インターネットを利用して古物商を選定する利用者が増加している状況がうかがわれるところ、全ての古物商又は古物市場主に対して、許可証の番号等をインターネットにより公衆の閲覧に供するよう義務付ければ、利用者は、事前にインターネットを通じて、許可を受けた事業者か否かを容易に確認でき、安心かつ便利に古物商又は古物市場を選択することができるようになるため、利用者の保護及び利便に資することとなる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正における副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 費用と効果(便益)の関係

本改正により、一定の遵守費用の発生が見込まれる。

他方、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、利用者は、事前にインターネットを通じて、許可を受けた事業者か否かを容易に確認でき、安心かつ便利に古物商又は 古物市場を選択することができるようになるといった効果が見込まれることから、本改正は 妥当である。

6 代替案との比較

都道府県公安委員会が古物商又は古物市場主に対して導入しようとしている規制の趣旨 を情報提供することにより、全ての古物商又は古物市場主によるインターネット公表を促す ことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定古物商 以外の古物商又は古物事業主に対しても、インターネット上での公表義務を事業者等に課す ことが妥当である。

7 その他の関連事項

評価の活用の予定はない。

8 事後評価の実施時期等

法律又は政令の名称:デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基

本法等の一部を改正する法律案(質屋営業法の一部改正に係る部分)

規制の名称:許可を受けたことを証する表示に係る書面掲示規制

評 価 実 施 時 期:令和5年1月~3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件:i

※ 評価書に記載した番号を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

現行の質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)においては、質屋に対して、営業所の見易い場所において許可を受けたことを証する表示をすることを義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには営業所に赴く必要がある。

この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。

都道府県公安委員会が質屋に対して導入しようとしている規制の趣旨を情報提供することにより、質屋によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、営業所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を質屋に課すこととする。

なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。

3 直接的な費用の把握

[遵守費用]

今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、質屋は、その氏名又は名称、 許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号をインターネット上で掲載するための対応 が必要となる。

この点、質屋の中には、既にインターネットを利用して広告等を行っている事業者もあり、 許可を受けたことを示す情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加 の費用(遵守費用)は少額^{※1}にとどまるものと想定される。

なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者も存在すると想定されるところ、そうした小規模事業者に対しては、インターネット公表義務を適用させないことを検討している。

- ※1 遵守費用の総額(年間): 11,985,000 円1 者あたりの単価(作業者1人×2時間×時給2,397円^{※2})×事業者総数(2,500者^{※3})
- ※2 「令和3年賃金構造基本統計調査の概況」(令和4年3月25日厚生労働省公表)中、 質屋業が属する「金融業、保険業」の平均賃金(383,500円)及び1か月の労働時間(週 40時間×4週)から算出
- ※3 令和3年末時点の数値

[行政費用]

警察庁・都道府県警察が質屋に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、業界団体を通じて行うことや警察庁・都道府県警察のHPへの掲載等により、十分周知が可能なため、特段の行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正における副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 その他の関連事項

評価の活用の予定はない。

6 事後評価の実施時期等

法律又は政令の名称:デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基

本法等の一部を改正する法律案(警備業法の一部改正に係る部分)

規制の名称:認定証に係る書面掲示規制

規制の区分:新設、<a href="mailto:tau]の (<a href="mailto:tau]が、<a hre

評 価 実 施 時 期:令和5年1月~3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件:i

※ 評価書に記載した番号を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

現行の警備業法(昭和47年法律第107号)においては、警備業者に対して、主たる営業所の見やすい場所における認定証の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには主たる営業所に赴く必要がある。

この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。

都道府県公安委員会が警備業者に対して導入しようとしている規制の趣旨を情報提供することにより、警備業者によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、主たる営業所の見やすい場所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を警備業者に課すこととする。

なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。

3 直接的な費用の把握

[遵守費用]

今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、警備業者は、認定を受けたことを示す標識をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。

この点、既にインターネット上にウェブサイト等を有している警備業者も多く、認定を受けたことを示す標識のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額*1にとどまるものと想定される。

なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者も存在すると想定されるところ、そうした小規模事業者に対しては、インターネット公表義務を適用させないことを検討している。

- ※1 遵守費用の総額(年間): 33, 180, 000円
 - 1 者あたりの単価(作業者 1 人×2 時間×時給 1,659 円^{※2})×事業者総数(10,000 者^{※3})
- ※2 「令和3年賃金構造基本統計調査の概況」(令和4年3月25日厚生労働省公表)中、 警備業が属する「サービス業(他に分類されないもの)」の平均賃金(265,500円)及び 1か月の労働時間(调40時間×4调)から算出
- ※3 令和3年末時点の数値

[行政費用]

警察庁・都道府県警察が警備業者に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、業界団体を通じて行うことや警察庁・都道府県警察のHPへの掲載等により、十分周知が可能なため、特段の行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正における副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 その他の関連事項

評価の活用の予定はない。

6 事後評価の実施時期等

法律又は政令の名称:デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基

本法等の一部を改正する法律案(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

の一部改正に係る部分)

規制の名称:認定証に係る書面掲示規制

規制の区分:新設、改正(拡充、緩和)、廃止

担 当 部 局:警察庁交通局交通企画課

評 価 実 施 時 期:令和5年1月~3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件:i

※ 評価書に記載した番号を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

現行の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)においては、自動車運転代行業者に対して、主たる営業所の見やすい場所における認定証の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには自動車運転代行業者の営業所に赴く必要がある。

この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。

都道府県公安委員会が自動車運転代行業者に対して導入しようとしている規制の趣旨を 情報提供することにより、自動車運転代行業者によるインターネット公表を促すことも考え られるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書 面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を自動車運転代行業者に課すこととす る。

なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。

3 直接的な費用の把握

[遵守費用]

今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、自動車運転代行業者は、都道府県公安委員会の認定を受けたことを示す標識をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。

この点、自動車運転代行業者が具体的に実施しなければならない対応は、ホームページの 開設、当該ホームページ上の標識の掲載程度であり、そのために発生する追加の費用(遵守 費用)は少額^{*1}にとどまるものと想定される。

なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者も存在すると想定されるところ、そうした小規模事業者に対しては、インターネット公表義務を適用させないことを検討している。

- ※1 遵守費用の総額(年間): 27, 171, 312 円
 - 1 者あたりの単価(作業者 1 人×2 時間×時給 1,676 円^{※2}) ×事業者総数(8,106 者^{※3})
- ※2 「令和3年賃金構造基本統計調査の概況」(令和4年3月25日厚生労働省公表)中、 自動車運転代行業が属する「生活関連サービス業、娯楽業」の平均賃金(268,200円) 及び1か月の労働時間(週40時間×4週)から算出
- ※3 令和3年末時点の数値

[行政費用]

警察庁・都道府県警察が自動車運転代行業者に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、通知文の発出や警察庁・都道府県警察のHPへの掲載等により、十分周知が可能なため、特段の行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 その他の関連事項

評価の活用の予定はない。

6 事後評価の実施時期等

法律又は政令の名称:デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基

本法等の一部を改正する法律案(探偵業の業務の適正化に関する法律の一

部改正に係る部分)

規制の名称:探偵業届出証明書に係る書面掲示規制

規制の区分:新設、改正(拡充、緩和)、廃止

担 当 部 局:警察庁生活安全局生活安全企画課

評 価 実 施 時 期:令和5年1月~3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件:i

※ 評価書に記載した番号を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

現行の探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号)においては、探偵業者に対して、営業所の見やすい場所における探偵業届出証明書の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには営業所に赴く必要がある。

この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。

都道府県公安委員会が探偵業者に対して導入しようとしている規制の趣旨を情報提供することにより、探偵業者によるインターネット公表を促すことも考えられるが、国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、営業所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を探偵業者に課すこととする。

なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。

3 直接的な費用の把握

[遵守費用]

今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、探偵業者は、届出をしたこと を示す標識をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。

この点、探偵業者の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、届出を したことを示す標識のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵 守費用)は少額*1にとどまるものと想定される。

なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者も存在すると想定されるところ、そうした小規模事業者に対しては、インターネット公表義務を適用させないことを検討している。

- ※1 遵守費用の総額(年間): 32,401,200円
 - 1 者あたりの単価(作業者 1 人×2 時間×時給 2,418 円^{※2}) ×事業者総数(6,700 者^{※3})
- ※2 「令和3年賃金構造基本統計調査の概況」(令和4年3月25日厚生労働省公表)中、 探偵業が属する「学術研究、専門・技術サービス業」の平均賃金(386,900円)及び1 か月の労働時間(週40時間×4週)から算出
- ※3 令和3年末時点の数値

[行政費用]

警察庁・都道府県警察が探偵業者に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、業界団体を通じて行うことや警察庁・都道府県警察のHPへの掲載等により、十分周知が可能なため、特段の行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正における副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

5 その他の関連事項

評価の活用の予定はない。

6 事後評価の実施時期等